

令和 8 年 度 管 内 概 況



有田振興局建設部

和歌山県有田郡湯浅町湯浅 2355-1

T E L 0 7 3 7 - 6 3 - 4 1 1 1

F A X 0 7 3 7 - 6 4 - 1 2 6 8

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/130400/>

目 次

1	建設部の所在地	1
2	管内市町の概況	1
3	建設部の沿革	2
4	機構図	4
5	職員現況	5
6	分掌事務	6
7	管内土木施設現況	7
	〔道路表〕	8
	〔河川表〕	9
	〔砂防表〕	9
8	令和8年度事業予算	10
9	主要事業概要	
	(1) 道路	11
	(2) 河川	19
	(3) 砂防	24
	(4) 港湾	25
	(5) 漁港	26
10	管理業務	27
11	用地業務	31
12	建築業務	31
13	建設業許可業者	32

1. 建設部の所在地

(1) 所在地

有田郡湯浅町湯浅 2355-1 TEL 0737-63-4111

総務調整課、用地課、管理保全課、工務課

(2) 出張所等の名称及び所在地

広川出張所 有田郡広川町下津木 1619-6 TEL 0737-67-2104

二川ダム管理事務所 有田郡有田川町二川 518-2 TEL 0737-23-0251

2. 管内市町の概況

	R8.4.1現在※1		1年間の増減数			年少 人口※2 (%)	老年 人口※2 (%)	面積※3 (km ²)
	総人口 (人)	世帯数 (世帯)	総人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口増減率 (%)			
有田市	23,727	10,095	-498	-59	-2.06	10.5	35.2	36.83
湯浅町	9,886	4,413	-196	-46	-1.94	10.7	37.0	20.80
広川町	6,153	2,503	-115	-5	-1.83	12.1	35.7	65.35
有田川町	23,632	9,519	-298	3	-1.25	13.0	33.0	351.84
合計	63,398	26,637	-1,107	-107	-1.72	12.7	38.0	474.82

※1)和歌山県調査統計課 和歌山県推計人口について

※2)和歌山県調査統計課 指標からみた和歌山県のすがた (R6 版)

※3)国土地理院「令和 8 年 1 月 1 日時点 全国都道府県市区町村別面積調」

(概況)

当部は、紀中地域に位置する有田市、湯浅町、広川町及び有田川町（平成 18 年 1 月 1 日付け吉備町、金屋町及び清水町が合併）の 1 市 3 町の建設行政を担当している。

管内の総面積は 474.82 平方キロメートルで、紀伊半島の中央部西岸紀伊水道に面した湯浅湾から紀伊半島中央部の奈良県境にまで至り、平野部は微少で有田川に面した河川流域の細い地域に人口、資産が集中している。

奈良県境に近い北部には雨山、床山、尖峰山、生石ヶ峰など長峰山脈に属する 800 メートル級の山々が連なり、南部には標高 957.5 メートルの白馬山など急峻な山々が広く分布している。海岸部は西有田県立自然公園に指定され海岸美を誇り、南東部は森林と溪谷美に富んだ景勝地で高野龍神国定公園の一角を占め、北西部は生石ヶ峰を中心とした高原地帯が生石高原県立自然公園に指定されている。

気象条件は、管内の最南西と最北東では気温で 5℃～8℃の差があり積雪、降雨量においても大きな差がある。南西の有田川流域及びその支流に沿った傾斜地には階段状に耕地がひらけ、気候も一般に温暖で夏期は雨量が多く厳冬期も積雪をみることは稀でみかん等の果樹類の栽培に適しているのに対し、北東部では、冬季の降雪も多く、凍結により交通不能となることもある地域である。

3. 建設部の沿革

昭和 3 年

箕島町（現有田市箕島）に箕島土木出張所として設置され、有田郡一円の土木事業を担当。

昭和 17 年 7 月 10 日

箕島土木出張所を廃止し有田地方事務所土木課に組織変更。

昭和 21 年 12 月 27 日

有田地方事務所から分離、湯浅土木出張所となる。

昭和 36 年 5 月 9 日

有田総合庁舎新設に伴い移転。

昭和 43 年 8 月 28 日

機構改革に伴い湯浅土木事務所と改称される。

昭和 45 年 9 月 1 日

広川ダム出張所が設置される。

昭和 47 年 1 月 25 日

広川ダム出張所が広川治水ダム建設事務所として分離発足する。

昭和 50 年 4 月 1 日

広川治水ダム出張所が廃止され、広川出張所が設置される。

昭和 63 年 4 月 1 日

高速道路湯浅事務所が設置される。

平成 7 年 6 月 19 日

有田総合庁舎新設に伴い現住所に移転。

平成 8 年 3 月 29 日

高速道路湯浅事務所が廃止される。

平成 9 年 3 月 31 日

金屋駐在が、廃止される。

平成 9 年 4 月 1 日

企画調査課が、設置される。工務第一課を道路課に、工務第二課を、治水課に改める。

平成 10 年 4 月 1 日

機構改革に伴い、有田振興局建設部と改称される。

平成 11 年 4 月 1 日

二川ダム管理事務所が建設部に統合される。

平成 15 年 4 月 1 日

機構改革に伴い、農林道課が設置され、箕島漁港事務所が建設部に統合される。

平成 16 年 4 月 1 日

機構改革に伴い、箕島漁港事務所が建設部の一課となる。

平成 18 年 4 月 1 日

機構改革に伴い、総務課と管理課を総務管理課に、企画調査課を事業調整課に、道路整備課と道路課を道路課に、治水課を河港課に、清水詰所を有田川詰所に改める。

箕島漁港事務所及び清水駐在が廃止される。

平成 21 年 4 月 1 日

機構改革に伴い、総務管理課総務グループと事業調整課を総務調整課に、総務管理課管理グループと用地課を用地・管理課に、農林道課が廃止され道路課に統合される。

有田川詰所が廃止される。

平成 25 年 7 月 1 日

湯浅御坊高速事務所が設置される。

平成 26 年 4 月 1 日

機構改革に伴い、河港課治水グループと港湾・漁港グループが河港グループに統合され、また、湯浅御坊高速事務所用地課に 2 グループが設置される。

平成 27 年 4 月 1 日

機構改革に伴い、道路課に機動グループが設置される。

平成 28 年 4 月 1 日

機構改革に伴い、湯浅御坊高速事務所用地課用地第一グループと用地第二グループが用地グループに統合される。

平成 29 年 4 月 1 日

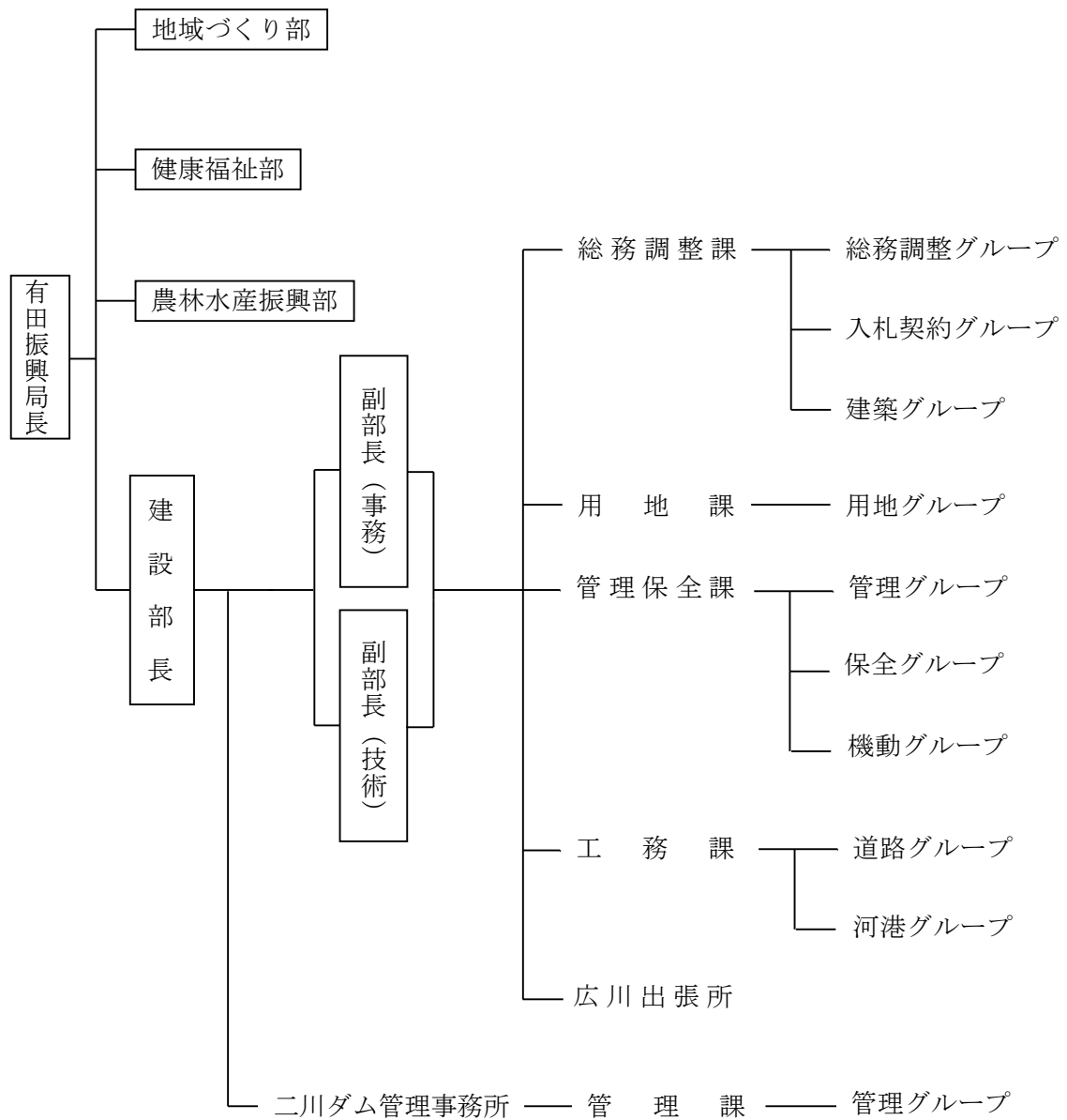
機構改革に伴い、用地・管理課管理グループと道路課機動グループが管理保全課に、道路課道路グループと河港課河港グループが工務課に統合され、用地・管理課を用地課に改める。また、管理保全課には新たに保全グループが設置される。

令和 4 年 4 月 1 日

機構改革に伴い、湯浅御坊高速事務所が廃止される。

4. 機構図

令和8年4月1日



5. 職員現況

令和8年4月1日

(1) 課 別

区 分	事 務 職	技 術 職	計
部 長		1	1
副 部 長	1	1	2
総 務 調 整 課	7(2)	5	12(2)
用 地 課	5		6(1)
管 理 保 全 課	4	10(1)	14(4)
工 務 課		9	9
広 川 出 張 所		4(1)	4(1)
二川ダム管理事務所		6	6
計	17(2)	36(2)	53(4)

() はうち再任用職員数

(2) 職種・役職別

職種 役職別	事 務 職	技 術 職	計
課 長 級	1	3	4
補 佐 級	3	10	13
係 長 級	4	11	15
一 般 職 員	7	10	17
再 任 用	2	2	4
合 計	17	36	53

6. 分掌事務

総務調整課

〈総務調整グループ〉

- ・県土整備事業のプロジェクトの策定及び円滑な執行に関すること。
- ・国庫負担及び国庫補助並びに県費補助に係る市町の土木事業の指導に関すること。
- ・建設副産物対策に関すること。
- ・盛土規制法に関すること。

〈入札契約グループ〉

- ・建設業の許可に関すること。
- ・経営規模等評価申請に関すること。
- ・入札参加資格申請に関すること。
- ・建設工事等に関する入札及び契約に関すること。

〈建築グループ〉

- ・建築基準、建築士に関すること。
- ・宅地建物取引業に関すること。
- ・福祉のまちづくりに関すること。
- ・建築物のエネルギー消費性能の向上等に関すること。
- ・長期優良住宅に関すること。
- ・空家等対策の推進に関すること。

用地課

〈用地グループ〉

- ・公共事業に必要な用地物件等の買収並びに補償業務に関すること。

管理保全課

〈管理グループ〉

- ・国道・県道・河川・砂防三法・海岸・港湾等の管理及び占用許可に関すること。
- ・通行規制に関すること。

〈保全グループ〉

- ・県が施行する維持修繕事業の調査、測量、設計、施工に関すること。

〈機動グループ〉

- ・道路の維持修繕業務に関すること。

工務課

〈道路グループ〉

- ・県が施行する道路・橋りょう事業の調査、測量、設計、施工に関すること。
- ・県管理の道路施設における災害復旧事業の調査、測量、設計、施工に関すること。

〈河港グループ〉

- ・県が施行する河川・砂防・港湾・漁港・海岸事業の調査、測量、設計、施工に関すること。
- ・県管理の河川、砂防、港湾及び海岸施設における災害復旧事業の調査、測量、設計、施工に関すること。

広川出張所

- ・広川ダムの管理に関すること。
- ・県が施行する道路・橋りょう・河川・砂防事業の調査、測量、設計、施工に関すること。

二川ダム管理事務所

- ・二川ダムの管理に関すること。
- ・県が施行する道路・橋りょう・河川・砂防事業の調査、測量、設計、施工に関すること。

7. 管内土木施設現況

(1) 総 括

区 分	数	延 長	摘 要
道 路	26	276.99km	国道2、主要県道6、一般県道18
河 川	48	222.75km	二級河川
海 岸	4	9.894km	海岸保全区域
港 湾	1	110.0ha	湯浅広港
砂 防	241		砂防121ヶ所、地すべり22ヶ所 急傾斜 98ヶ所

(2) 道 路

区 分	路 線 数	実延長(m)	舗装延長(m)	率(%)
国 道	2	88,522	88,203	99.6
主要地方道	6	72,475	68,385	94.4
一般県道	18	115,991	104,397	90.0
計	26	276,988	260,985	94.2

(3) 橋 梁 (基)

区 分	橋 梁 数	内 訳	
		永 久	木 橋
国 道	94	94	—
主要地方道	81	81	—
一般県道	132	132	—
計	307	307	—

(4) 河 川

区 分	河 川 数	延長(km)	備 考
二級河川	48	222.75	

(5) 海岸保全区域

海 岸 名	地区海岸名	延長(m)	備 考
有 田	千 田	760.0	
湯 浅	田 村	950.0	
〃	栖 原	460.0	
広 川	山 本	405.0	
〃	小 浦	178.0	
湯浅広港	湯 浅 広	7,141.0	
計		9,894.0	

〔道路表〕

種別	路線名	実延長 (m)	改良済延長 (m)	舗装済延長 (m)	改良率 (%)	舗装率 (%)	橋梁数
一般国道	国道424号	32,245	29,480	32,201	91.4%	99.9%	39
	国道480号	56,277	52,876	56,002	94.0%	99.5%	55
	計	88,522	82,356	88,203	93.0%	99.6%	94
主要地方道	県道海南金屋線	9,463	9,163	9,463	96.8%	100.0%	11
	県道美里龍神線	22,194	8,294	18,104	37.4%	81.6%	28
	県道有田湯浅線	9,876	7,876	9,876	79.7%	100.0%	8
	県道広川川辺線	9,782	9,782	9,782	100.0%	100.0%	13
	県道吉備金屋線	11,612	11,612	11,612	100.0%	100.0%	11
	県道御坊湯浅線	9,548	7,099	9,548	74.4%	100.0%	10
	計	72,475	53,826	68,385	74.3%	94.4%	81
一般県道	県道海南吉備線	7,709	6,382	7,709	82.8%	100.0%	18
	県道沓掛糸我線	3,904	1,293	3,904	33.1%	100.0%	11
	県道宮崎古江見線	4,371	3,977	4,371	91.0%	100.0%	1
	県道千田箕島線	1,474	1,474	1,474	100.0%	100.0%	3
	県道有田港線	1,281	1,150	1,281	89.8%	100.0%	1
	県道箕島停車場線	238	238	238	100.0%	100.0%	0
	県道湯浅広港湯浅停車場線	1,078	1,078	1,078	100.0%	100.0%	0
	県道井関御坊線	4,306	4,160	4,306	96.6%	100.0%	2
	県道南金屋由良線	6,160	0	6,160	0.0%	100.0%	6
	県道湯浅広港線	800	625	800	78.1%	100.0%	1
	県道吉原湯浅線	10,095	4,900	9,658	48.5%	95.7%	6
	県道野上清水線	10,992	6,728	10,800	61.2%	98.3%	17
	県道下湯川金屋線	11,110	3,426	8,383	30.8%	75.5%	19
	県道境川金屋線	21,199	5,228	21,199	24.7%	100.0%	21
	県道楠本小川線	10,139	5,170	7,055	51.0%	69.6%	17
	県道生石公園線	14,926	9,968	14,618	66.8%	97.9%	8
	県道たかの金屋線	2,438	0	1,363	0.0%	55.9%	1
	県道有田川湯浅線 ^{*1}	3,771	0	0	0.0%	0.0%	0
	計	115,991	55,797	104,397	48.1%	90.0%	132
合計		276,988	191,979	260,985	69.3%	94.2%	307

※実延長等、改良済延長は路線調書(R7. 4. 1 現在による)

*1 令和6年2月27日付 和歌山県報 第493号より

〔河川表〕

番号	河 川 名	延長(m)	番号	河 川 名	延長(m)	番号	河 川 名	延 長(m)
25	有 田 川	67,200	42	長谷川谷川	5,500	59	鳥 尾 川	5,020
26	内 の 川	850	43	楠本谷川	2,000	60	吉 見 川	3,250
27	箕 の 川	1,230	44	遠井谷川	3,000	61	吉見西谷川	900
28	高 山 川	680	45	宮川谷川	3,000	62	天 満 川	4,100
29	西 谷 川	2,800	46	沼 谷 川	5,000	63	出 合 川	460
30	宮 前 川	2,330	47	美 作 川	1,500	64	山 田 川	7,031
31	お仙谷川	685	48	横 谷 川	2,000	65	熊 井 川	3,000
32	田 口 川	1,100	49	室川谷川	3,000	66	逆 川	1,100
33	大 谷 川	1,000	50	湯 川 川	8,230	67	北 谷 川	2,300
34	賢 谷 川	2,800	51	四 村 川	8,250	68	広 川	18,664
35	船坂谷川	1,000	52	北 の 川	1,700	69	柳 瀬 川	1,090
36	早月谷川	9,846	53	由良谷川	2,000	70	中 村 川	2,500
37	玉 川	6,000	54	修 理 川	8,250	71	江 上 川	2,880
38	五明谷川	5,300	55	経 谷 川	1,000	72	西 広 川	900
39	大 碓 川	1,000	56	箕 谷 川	1,150			
40	伏 羊 川	3,000	57	糸 川	3,880			
41	石子谷川	1,000	58	庄 川	2,270	計(48河川)		222,746

〔砂 防 表〕

	砂防	地すべり	急傾斜
指 定 箇 所 数	121	22	98

8. 令和8年度事業予算[当初]

事業費総括

(単位:千円)

事業名	公 共 (R8当初)	県 単 (R8当初)	計	公共・県単 (R7補正)
道 路	1,673,749	395,000	2,068,749	565,210
	(20 箇所)	(15 箇所)	(35 箇所)	(12 箇所)
河 川	315,586	160,000	475,586	1,447,330
	(8 箇所)	(5 箇所)	(13 箇所)	(7 箇所)
砂 防	537,600	36,000	573,600	400,970
	(20 箇所)	(8 箇所)	(28 箇所)	(24 箇所)
海岸・港湾	242,550	16,800	259,350	333,300
	(4 箇所)	(2 箇所)	(6 箇所)	(2 箇所)
漁 港	105,000	—	105,000	105,000
	(1 箇所)	(ー 箇所)	(1 箇所)	(1 箇所)
計	2,874,485	607,800	3,482,285	2,851,810
	(53 箇所)	(30 箇所)	(83 箇所)	(46 箇所)

※維持修繕費を除く

9. 主要事業概要

(1) 道路

管内道路網は、国道 3 路線、県道 24 路線とこれに連なる市町道等により体系づけられているが、これらの道路の骨格を形成しているのが南北に平行に縦断する国道 42 号及び国道 424 号と、これら国道 2 路線に交差して有田川沿いに東西に横断する国道 480 号である。

これらの道路は、社会経済の発展に対応して整備されてきたが、従来から輸送車両の大型化やレジャー関連車両等による交通量の増加によって、国道 42 号（国土交通省管理）は、既にマヒ状態にあり、この解決策として国道 42 号有田バイパス（昭和 58 年 5 月 28 日完成）、海南湯浅道路（一般有料道路、現 近畿自動車道紀勢線、昭和 59 年 3 月 28 日完成）が建設され、更に、湯浅御坊道路（一般有料道路）が平成 8 年 3 月 30 日に完成した。また、交通渋滞の解消を目的とした 4 車線化工事については、海南湯浅道路が平成 23 年 5 月 21 日に、湯浅御坊道路が令和 3 年 12 月 18 日に完成した。

国道 480 号は、国道 42 号から有田川に沿って高野山に通じる主要幹線道路である。現況は未改良区間が多く走行性・定時性が確保されず、沿道地域の生活、産業、観光道路としての役割を果たしきれていないことから、市町村合併後も特に整備が強く望まれており、有田川町押手～板尾地区間で整備を推進している。

国道 424 号は、国道 42 号を補完する道路として、有田川町青田～彦ヶ瀬地区間の整備を推進している。

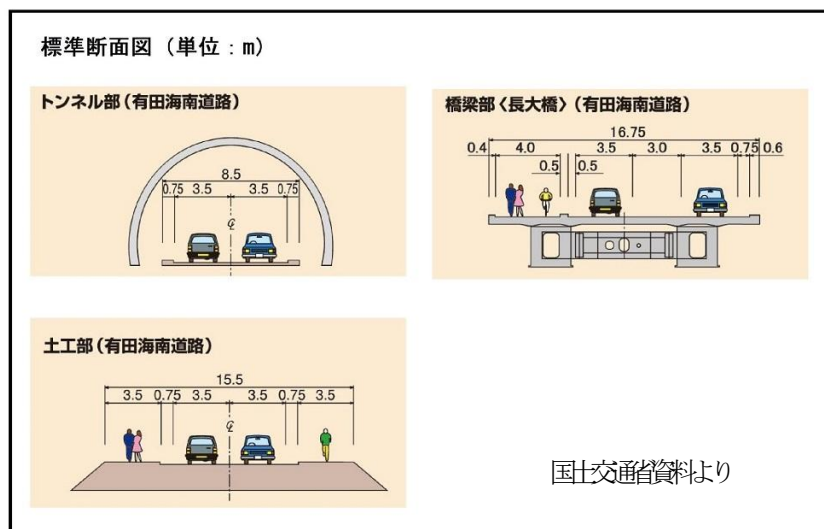
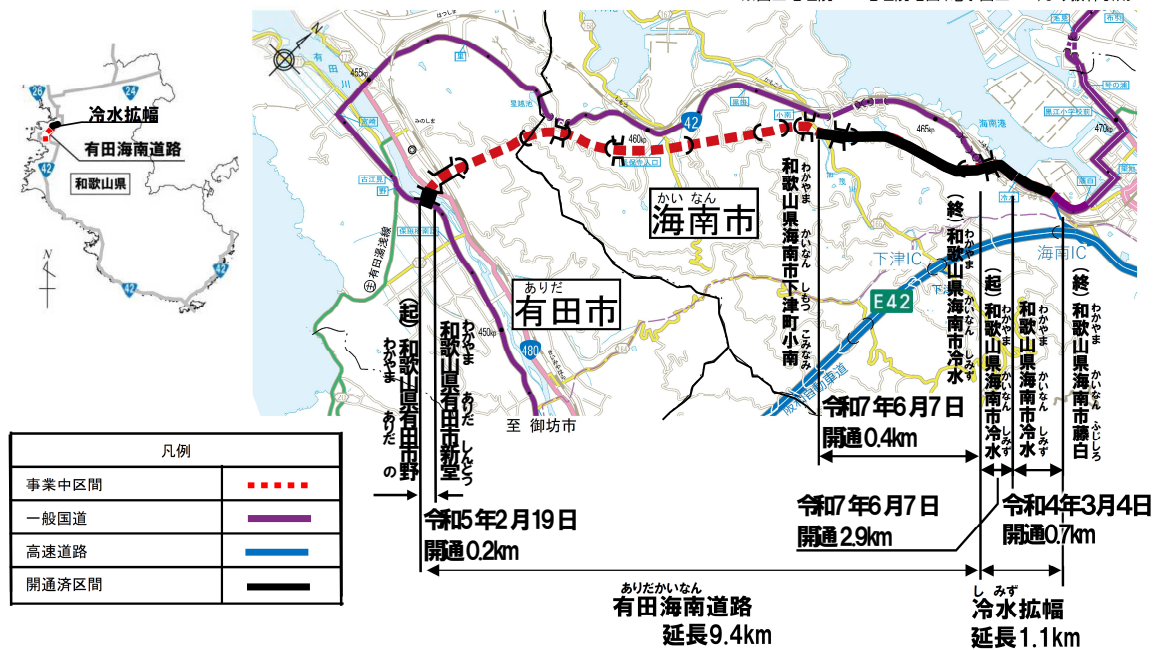
県道については、高速道路と内陸部をつなぐ幹線道路網の一部及び第二次緊急輸送道路に位置づけられている海南金屋線は令和 8 年 1 月 18 日に鏡石トンネルを含む延長約 2.0km が完成し、令和 8 年 6 月 1 日に残る区間延長約 0.2km の完成により、全線 2.2km の整備が完了した。また、海岸線を巡る有田湯浅線の整備、そして地場産業の振興及び生活道路として利用されている生石公園線、有田川湯浅線等の整備を推進している。

(ア) 一般国道 42 号 有田海南道路

国道 42 号「有田海南道路」は、国道 42 号和歌山県有田市から海南市の延長 9.4km の区間（2 車線）において 発生している朝夕の通勤時間帯の交通混雑の緩和及び現道の事故危険箇所対策（4 箇所）を目的としたバイパスです。

有田市エリアについては、有田川を渡河する有田サンプリッジ(延長 0.2km)が令和 5 年 2 月に供用が開始されました。

また、海南市エリアについては、令和 7 年 6 月 7 日に「冷水拡幅」の海南市冷水～冷水の延長 0.4km 及び「有田海南道路」の海南市下 津町小南～冷水の延長 2.9km が開通しました。



(イ) 国道 480 号

一般国道 480 号は、大阪府から世界遺産高野山を経由し、和歌山県有田市に至る延長 126km 主要幹線道路である。当建設部管轄は 56.3 km。当該路線の有田郡有田川町押手から有田市箕島までの間は、第二次緊急輸送道路に指定されているが、法面防災点検における要対策箇所や線形不良で幅員狭小のため車両のすれ違いが困難な区間があることから、押手～杉野原工区、板尾工区において、災害時の道路ネットワークを確保するための事業を進めている。

・ 押手～杉野原工区

〔全体計画〕 第 3 種第 4 級

L = 2.1km W = 5.5 (7.00)m

全体事業費 C = 3,500,000 千円

事業年度 平成 31 年度～

令和 8 年度当初 事業費 350,000 千円

用地取得、道路工一式

・ 板尾工区

〔全体計画〕 第 3 種第 4 級

L = 0.8km W = 5.5 (7.50)m

全体事業費 C = 1,600,000 千円

事業年度 令和 5 年度～

事業費 40,000 千円

用地取得一式、道路工一式

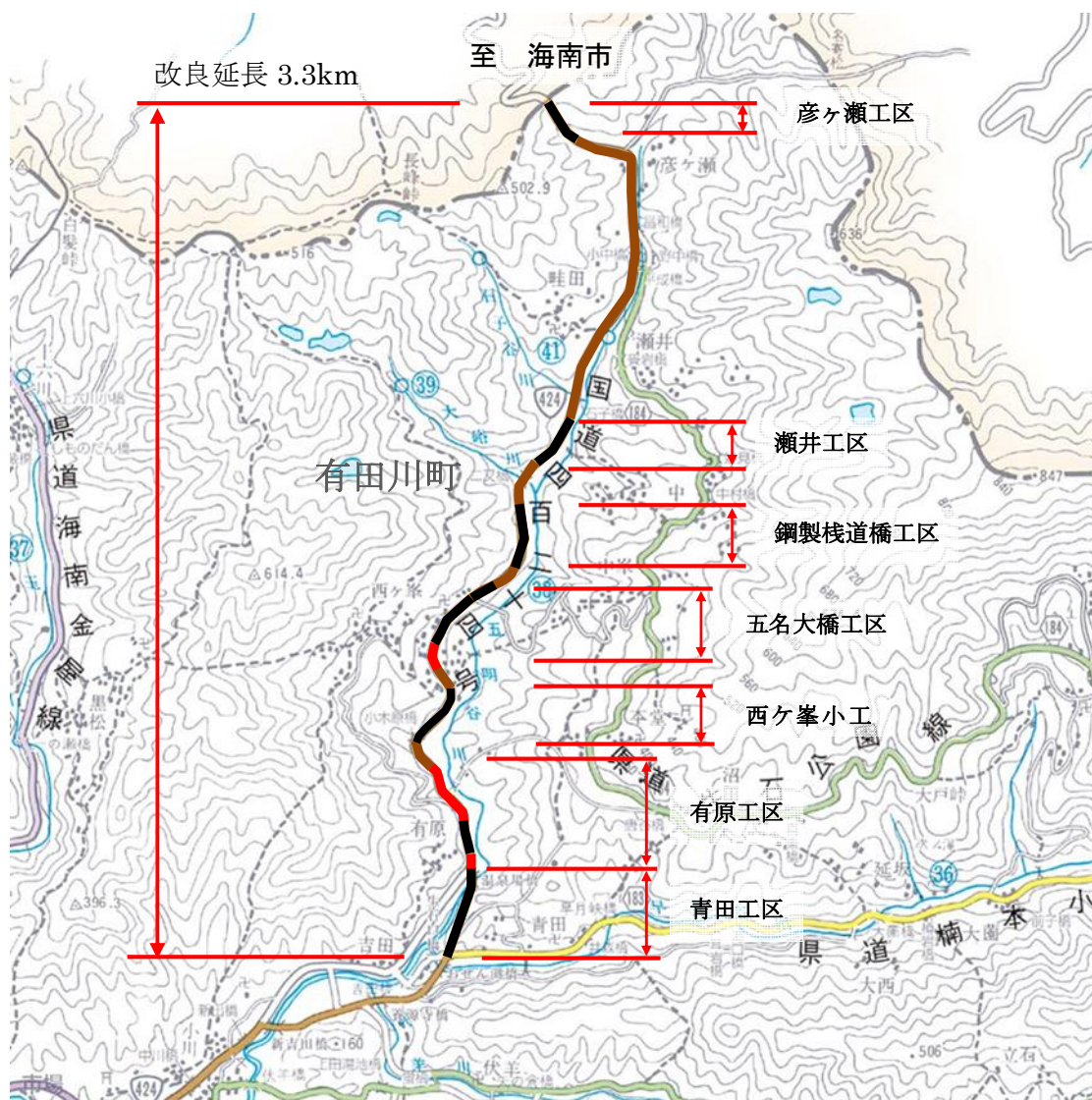


(ウ) 国道424号

国道424号は田辺市から紀の川市へと至る延長123.0kmの主要幹線道路であり、当建設部管内を南北に縦断している。当建設部管轄は33.0km。

○青田～彦ヶ瀬工区

有田川町青田～彦ヶ瀬地区において、線形不良及び幅員狭小区間の解消を目的に、平成20年度より全体計画延長L=3.3kmの主に現道拡幅事業を行っている。



〔全体計画〕	第3種第4級	L=3.3km	W=5.5(7.0)m
全体事業費	C=3,900,000千円		
事業年度	平成20年度～		
令和8年度当初	事業費	220,000千円	道路工一式

(エ) 県道有田湯浅線

県道有田湯浅線は、有田市中心部と湯浅町を結ぶ延長 9.4 km の主要幹線道路である。現道は、通学路に指定されているが歩道が整備されておらず危険な区間があることから、千田工区において、バイパス整備による安全な歩行空間の確保を図るための事業を進めている。



・千田工区

[全体計画]

第 3 種第 3 級

全体事業費

事業年度

令和 8 年度当初

L = 1.2km W = 6.0 (9.75) m

C = 2,200,000 千円

平成 24 年度～

事業費 110,000 千円 用地取得一式

(オ) 県道有田川湯浅線

県道有田川湯浅線は、有田川町水尻地内の国道 42 号と湯浅町を結ぶ延長 6.5 km の幹線道路である。災害に強い道路ネットワークの確保や地域経済活性化を図るため、有田川町水尻～湯浅町田地区において、バイパス整備事業を進めている。



〔全体計画〕

第 3 種第 4 級

全体事業費

事業年度

令和 8 年度当初

$L = 3.7\text{km}$ $W = 5.5(7.0)\text{m}$

$C = 4,400,000$ 千円

令和 4 年度～

事業費 120,000 千円

測量、調査、設計一式

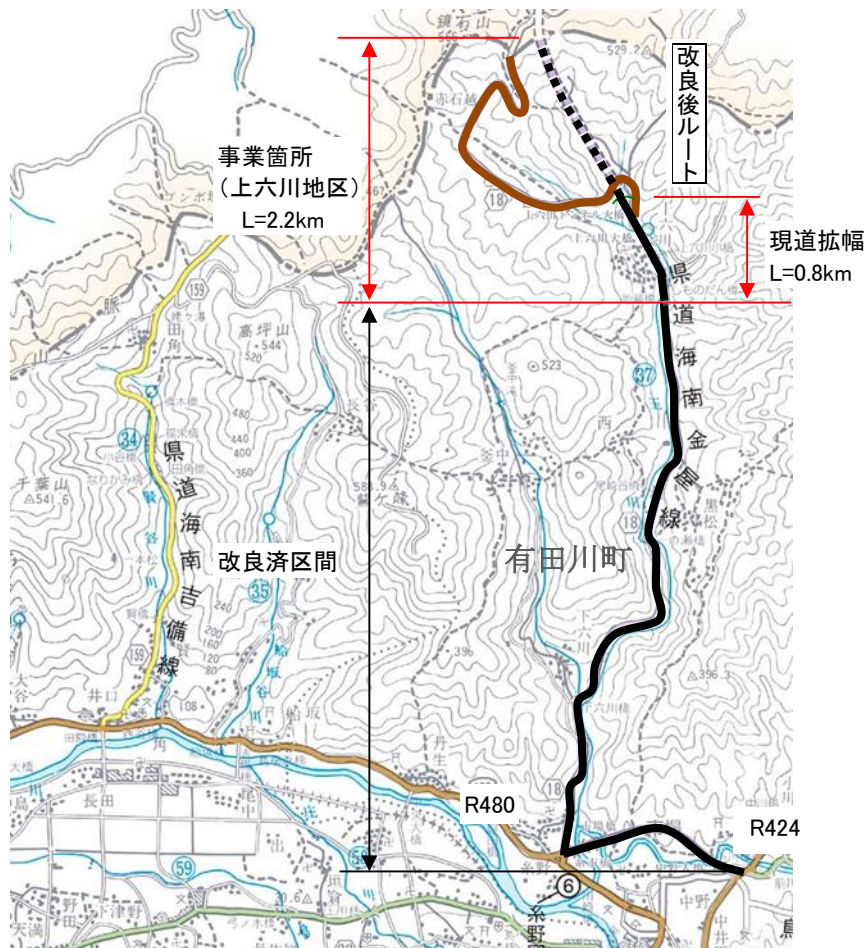
(カ) 県道海南金屋線

海南金屋線は海南市内の国道 370 号との接続地点を起点に、海南東 IC と接続し有田川町の国道 480 号と接続し有田川町糸野地内を終点とする延長約 19km の主要幹線道路である。本路線は、和歌山県地域防災計画において第二次緊急輸送道路に位置づけられており、また、沿線地域の経済の発展や産業の振興はもとより、県内の一体的発展に寄与する幹線道路網の一部として重点的に整備を行っている。

当該路線の有田川町上六川地内における線形不良・幅員狭小箇所の解消を図るため、平成 23 年度より全体延長 2.2km のバイパス及び現道拡幅事業を実施している。令和 8 年 1 月 18 日に鏡石トンネルを含む延長約 2.0km を部分供用し、令和 8 年 6 月 1 日に残る区間延長約 0.2km の完成により、全線 2.2km の整備が完了した。

○上六川工区

鏡石トンネル L = 2.6 km (有田川町側 L = 1.4 km 海南市側 L = 1.2 km)



〔全体計画〕	第 3 種第 3 級	L = 2.2km	w=6.0(7.5) m
全体事業費	C = 3,900,000 千円		
事業年度	平成 23 年度～		
令和 8 年度当初	事業費	50,000 千円	道路工 一式

(キ) 交通安全対策

子供や高齢者が安心して生活できるよう歩道整備の促進を図るとともに、全国で登下校中の児童が巻き込まれる事故が相次いで発生したことから、学校、PTA、道路管理者及び地元警察署による合同点検等を行った結果をふまえカラー舗装等の交通安全対策を実施する。

歩道整備



交通安全対策（カラー舗装）



(ク) 定期点検

平成 26 年の道路法改正により、橋梁・トンネル等の「5 年に 1 度の近接目視による点検」が義務づけられたことを受け、平成 26 年度から道路施設の定期点検を行い、損傷が顕著化する前に補修するなど、予防的な対策を実施していく。

橋梁点検状況

平成 26 年度	8 橋 実施
平成 27 年度	79 橋 実施
平成 28 年度	79 橋 実施
平成 29 年度	86 橋 実施
平成 30 年度	56 橋 実施
令和 1 年度	58 橋 実施
令和 2 年度	63 橋 実施
令和 3 年度	63 橋 実施
令和 4 年度	61 橋 実施
令和 5 年度	66 橋 実施
令和 6 年度	51 橋 実施
令和 7 年度	63 橋 実施
令和 8 年度	71 橋 予定
管内橋梁数	307 橋

トンネル点検状況

平成 28 年度	2 本 実施
平成 29 年度	0 本 実施
平成 30 年度	8 本 実施
令和 1 年度	0 本 実施
令和 2 年度	2 本 実施
令和 3 年度	2 本 実施
令和 4 年度	2 本 実施
令和 5 年度	5 本 実施
令和 6 年度	0 本 実施
令和 7 年度	2 本 実施
令和 8 年度	3 本 予定
管内トンネル数	11 本

※管内橋梁・トンネル数は R7.3 末時点

(2) 河川

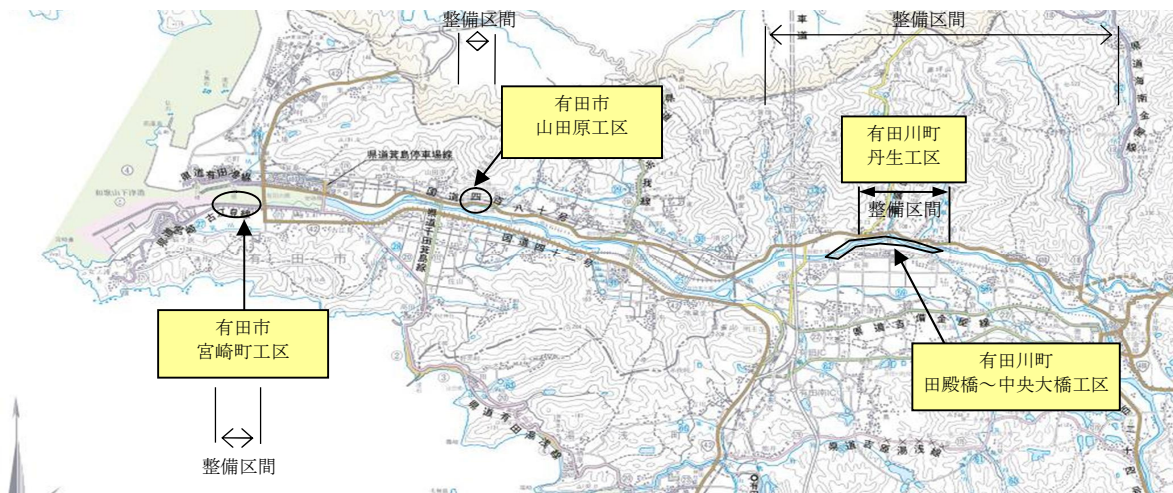
当建設部管内には有田川をはじめとして、2級河川が48河川あり、県管理区間の総延長は約223kmに達する。

○有田川河川整備事業（有田市宮崎町工区、山田原工区、田殿橋～中央大橋工区、丹生工区）

令和7年度補正 事業費 717,100千円

令和8年度当初 事業費 157,500千円

有田川は管内を代表する重要河川である。有田川では、過去から幾度となく洪水被害に見舞われており、特に、昭和28年7月洪水において、未曾有の被害が発生したため、沿川の安全性を確保するために、二川ダムの建設や河道改修を行う等治水対策を実施してきた。現在は、平成27年10月に有田川水系河川整備計画を策定し、河口から金屋大橋付近までの約16kmの区間を整備の対象として事業を実施している。今年度は、有田市においては、引き続き、宮崎町工区にて、築堤工事を進め、山田原工区にて、堤防の嵩上げ工事を行う。また、有田川町においては、令和6年度より丹生工区において新たに築堤・護岸工の実施のため測量、設計を実施しているところである。また、上流域の田殿橋～中央大橋工区にて、河道掘削を実施する予定である。



築堤工事状況



(有田川 有田市 宮崎町工区)

河道掘削状況



(有田川 有田川町 田殿橋～中央大橋工区)

○有田川河川整備（堤防強化）事業（有田市宮原町新町工区、糸我町中番工区）

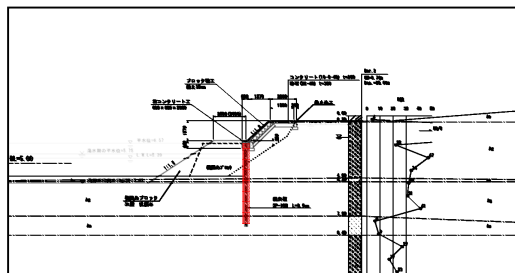
令和7年度補正 事業費 60,600 千円

令和8年度当初 事業費 31,500 千円

有田川の堤防は、人家密集地域である平野部における洪水の被害を軽減するために築堤されたものであるが、洪水時に堤防への浸透（漏水）による破堤の危険性が懸念される箇所があるため、パイピング現象の防止等による堤防の質的な強化を目的とした整備を実施している。今年度は、引き続き有田市宮原町新町地内及び有田市糸我町中番地内の止水矢板等による堤防強化対策を実施する予定である。



施工箇所



施工イメージ

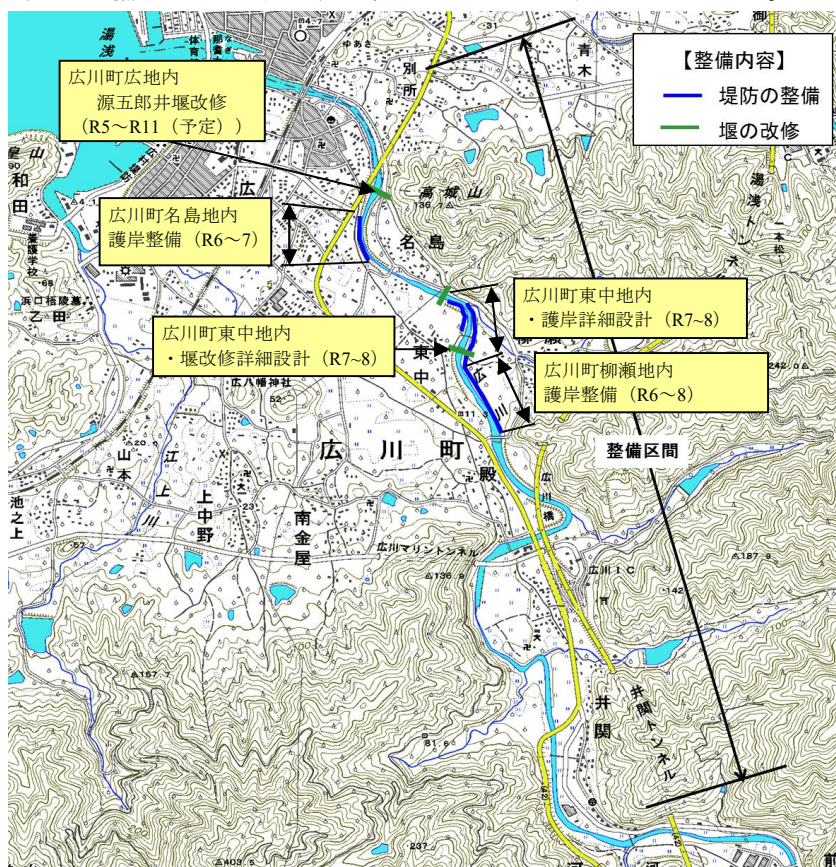
○広川河川整備事業

令和7年度補正 事業費 222,200 千円

令和8年度当初 事業費 63,000 千円

広川においては、平成8年より堤防改修事業として、局所的な河川改修工事を実施しているところであるが、流下能力の低い区間があり、平成15年8月洪水、平成27年7月洪水等においても、浸水被害が発生している。平成31年3月に広川水系河川整備計画が策定され、令和元年度より同計画に基づき、下流側約4.5kmの区間を整備の対象として、流下能力向上対策に着手している。

今年度は、堤防の整備工事及び取水堰の改修工事を実施する予定である。



○山田川河川整備事業

令和7年度補正 事業費 171,700 千円

令和8年度当初 事業費 26,250 千円

山田川においては、昭和23年の出水を受け、昭和26年～昭和31年までに、河口から山田橋の間で中小河川改修事業が実施され、その後も昭和53年から平成14年までに、局部改良事業や小規模河川改良事業等により、山田川本川に加えて支川の熊井川や逆川でも整備が行われた。

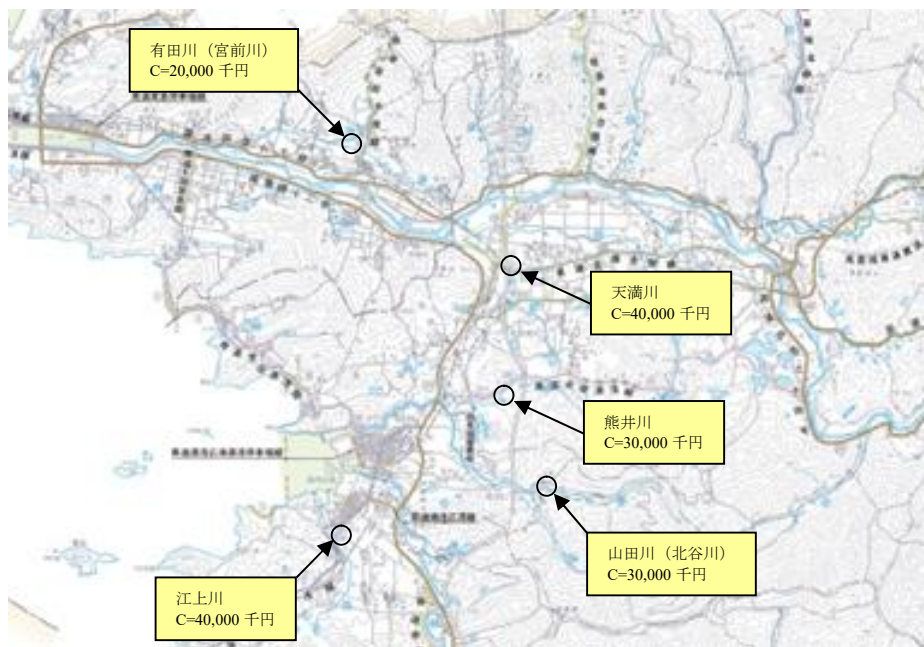
しかしながら、平成15年台風第10号（床下浸水15戸、床上浸水2戸）や、令和5年豪雨及び台風第2号（床下浸水25戸、床上浸水9戸）等、浸水被害が発生しており、さらなる治水安全度の向上を図るため、山田川水系河川整備計画を令和6年12月に策定し、今後湯浅町湯浅～青木地内において河道掘削・堤防整備等対策を実施していく。

今年度は、河口～国道42号の間における河道掘削に係る既設構造物の調査及び設計、また、青木区においては河川整備に伴う補償工事として町道橋及び取水堰の詳細設計を行う予定である。



○堤防改修事業（5 河川） 令和 8 年度当初 事業費 160,000 千円

管内の 5 河川において、流下能力向上対策として、局所的な河川改修事業を実施している。
今年度は、有田川（宮前川）、熊井川、山田川（北谷川）、江上川、天満川にて、護岸
工事を実施する予定である。



○広川ダム堰堤改良事業

令和 7 年度（補正）	事業費	11,500 千円
令和 8 年度	事業費	42,000 千円

ダム完成から 51 年が経ち、各施設が老朽化してきているとともに、ダム機能の向上を図る
ためにも、平成 23 年度より堰堤改良事業によるダム制御処理設備や放流設備等の更新を行い、
周辺の観測機能を強化することで、より適切なダム管理を可能とする整備を実施している。



ダム制御処理設備更新状況



放流設備整備更新状況

(3) 砂防

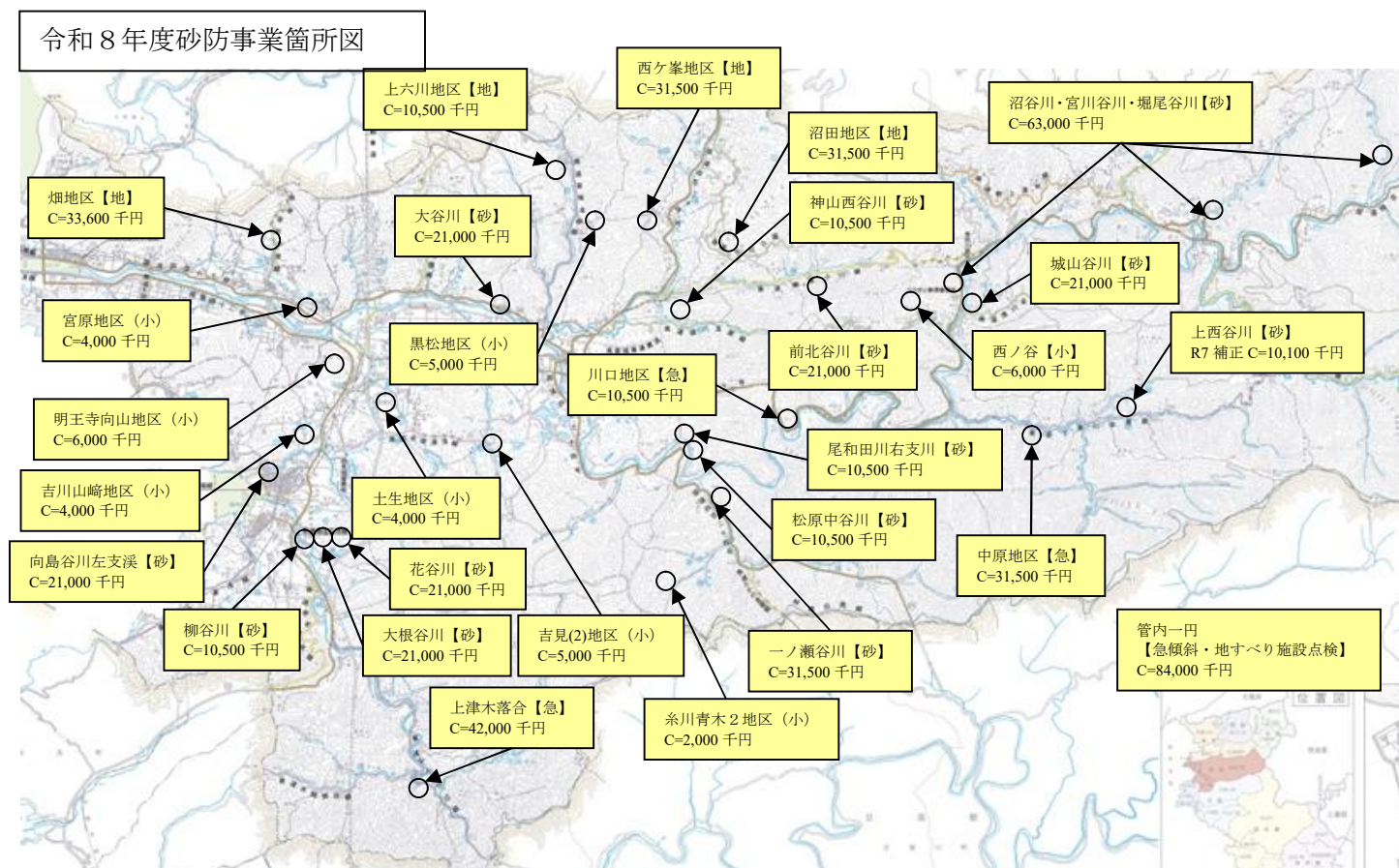
当管内は、有田川に沿って管内を横断する断層（御荷鉾構造線）によって極めて脆弱な地質を持った急峻な地形を呈しているため、多数の土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域（土石流、急傾斜、地すべり）が存在する。このため、土砂災害から人命・財産を保全するための砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止の対策を実施している。また、平成 13 年に施行された、土砂災害防止法に基づき、土砂災害のおそれのある区域を指定し、地域住民への危険性の周知及び警戒避難体制の整備を目的とした砂防基礎調査事業の一巡目調査を令和元年度に完了した。

○砂防設備等の整備

- ・ 砂防事業 14 渓流 事業費（R8：346,500 千円 R7 補正：232,300 千円）
- ・ 急傾斜地崩壊対策事業 3 地区 事業費（R8：84,000 千円 R7 補正：91,910 千円）
- ・ 地すべり対策事業 4 地区 事業費（R8：107,100 千円 R7 補正：76,760 千円）
- ・ 小規模土砂災害対策事業 8 地区 事業費（R8：36,000 千円）

○砂防基礎調査事業（令和元年度一巡目完了）

調査完了箇所	2,162 箇所
うち急傾斜地	1,508 箇所
うち土石流	595 箇所
うち地すべり	59 箇所



(4) 港湾

管内には、国際拠点港湾 和歌山下津港（有田港区）、地方港湾 湯浅広港の2つの港湾があり、当建設部では湯浅広港を管理している。

湯浅広港は広川を挟んで湯浅町と広川町にまたがる港湾であり、醤油醸造で有名な湯浅を背後に抱えることから、古くから商港として発展した。

近年は、漁船の大型化とレジャー用船舶の急激な増加により泊地の不足が深刻化したため、この対策として昭和 53 年度から防波堤・物揚場及び泊地等の整備を行い、天洲泊地及び広地区で埋立てによる公共用地確保及び物揚場整備が完了している。

和歌山県は太平洋に突き出た地勢をしており、沖合には大断層である南海トラフが走っているため、過去に何度も津波による被害を受けている。湯浅広港においても宝永大地震（1707 年）、安政大地震（1854 年）、南海大地震（1946 年）等、甚大な被害を被っており、安政大地震の際には浜口梧陵が住民に津波をしらせるために自らの稲むらに火を放ち、避難を助けたという話〔稲むらの火〕が伝わり、その後も私財をなげうって堤防〔広村堤防〕を築いた。

近年では、津波高潮対策として、湯浅広港内において、平成 23 年 10 月に、津波防波堤工事を完成している。また、東日本大震災での防波堤の被災を教訓として、防波堤の強靱化対策に平成 29 年度より工事着手し令和 3 年度まで実施したところである。さらに、波高の見直しに伴う当防波堤の改良方針を検討し、令和 5 年度より対策工事に着手しており、今年度も引き続き対策工事を実施する予定である。

また、既設の物揚場や防潮堤等の老朽化が進んでおり、今年度も引き続き、排水機場設備や既存施設の長寿命化工事を行う予定である。

○湯浅広港港湾施設整備事業（防波堤改良）

令和 7 年度補正	事業費	126,250 千円
令和 8 年度当初	事業費	84,000 千円

○湯浅広港海岸港湾海岸整備事業（排水機場、防潮堤長寿命化）

令和 7 年度補正	事業費	32,320 千円
令和 8 年度当初	事業費	105,000 千円



(5) 漁港

管内にある 9 漁港はすべて市町管理漁港であり、このうち箕島漁港（第 2 種）において漁港施設整備を県事業として実施中である。

○箕島漁港（有田市宮崎町地先）・・・漁港水産流通基盤整備事業

箕島漁港は、小型底曳き網漁業と瀬戸内海機船船曳き漁業が主体の漁港である。

今年度は、引き続き、導流堤改良工事を実施する予定である。また、箕島岸壁耐震化工事については令和 4 年度、水門自動閉鎖化工事については、令和 3 年度末で完了した。

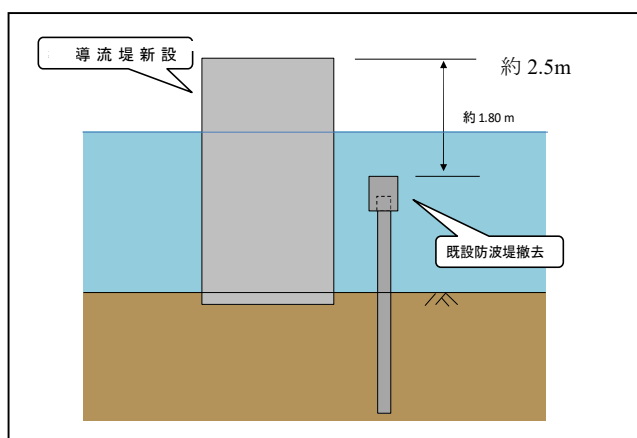
箕島漁港漁港施設整備事業

令和 7 年度補正 事業費 101,000 千円

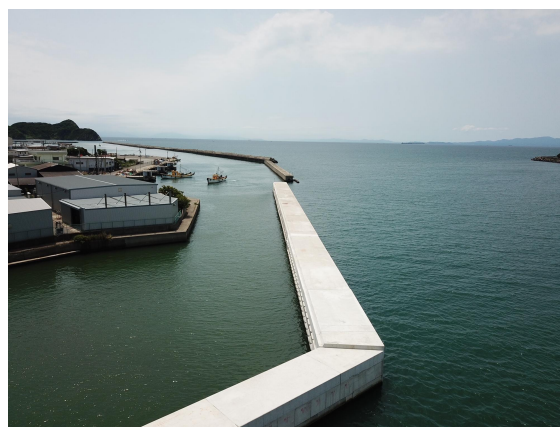
令和 8 年度当初 事業費 105,000 千円



箕 島 漁 港



導流堤整備イメージ



導流堤整備（施工状況）

10. 管理業務

(1) 道路管理

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）に基づき、当建設部管内の 26 路線（国道 2・ 県道 24 路線）総延長 276.99 kmについて、31 名の道路監理員により適正かつ効果的な維持管理を図っている。

(ア) 道路法に基づく許認可業務

(イ) 不法占用、不法使用等の是正指導及び排除

(ウ) 路面、路側等道路構造物の損傷、汚損状況の調査及び安全点検【道路パトロール】

(エ) 車両制限令に関する違反者の指導監督等、及び道路占用許可、工事施工承認等の許認可業務



道路パトロール実施状況



道路維持作業実施状況

(2) 河川管理

河川法(昭和 39 年法律第 167 号)に基づく当建設部管内の二級河川は、48 河川で 222.75 kmであり、このうち有田川、広川、二河川の総延長に占める割合は 38.5%となっている。河川を監視する河川監理員は 27 名で、適正かつ効果的な維持管理を図っている。

(ア) 河川法に基づく許認可業務

(イ) 不法占用等河川法違反行為の是正指導及び排除

(ウ) 河川管理施設の点検及び維持管理【河川パトロール】

(エ) 河川状況の把握

(オ) 出水時対応



河川パトロール実施状況

(3) 砂防指定地等管理

砂防法（明治 30 年法律第 29 号）、地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）及び急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）の適用を受ける当部管内の指定箇所数は 241 箇所である。

- (ア) 砂防指定地の管理に関する条例に基づく許可業務
- (イ) 地すべり等防止法に基づく行為許可申請に係る審査、調査及び進達業務
- (ウ) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく許可業務
- (エ) 違反行為の是正指導及び排除
- (オ) 砂防関係施設の定期点検及び維持管理

(4) 港湾管理

港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）の適用を受ける当部管内の港湾は、地方港湾湯浅広港である。

- (ア) 港湾法及び県条例に基づく許可業務
- (イ) 不法占用等港湾法等違反行為の是正指導及び排除
- (ウ) 港湾管理施設の点検及び維持管理
- (エ) 港湾状況の把握

(5) 海岸管理

海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）の適用を受ける当部管内の海岸は、4 海岸である。

- (ア) 海岸法に基づく許認可業務
- (イ) 不法占用等海岸法違反行為の是正指導及び排除
- (ウ) 海岸保全施設の点検及び維持管理
- (エ) 海岸保全施設の状況の把握

(6) ダム管理

(ア) 広川ダム

広川町と湯浅町の中心部を流れる広川は、過去幾度か洪水が発生しており、この対策として昭和 43 年度から治水ダムの建設に着手し、約 7 カ年の年月を経た昭和 50 年 3 月に完成し、以降、流域の治水安全度の向上及び渇水時の用水補給に大きな役割をはたしている。

ダ ム		
形 式		重力式コンクリートダム
総 貯 水 量		350 万 m ³
有 効 貯 水 量		325 万 m ³
計 画 高 水 流 量		290 m ³ /s
計 画 放 水 量		40 m ³ /s
湛 水 面 積		0.2km ²
堤 高		53.5m
堤 頂 長		166.0m
堤 体 積		11 万 m ³
非常用放流設備	クレストラジアルゲート	2 門 (8.5m×6.5m)
放 流 設 備	ホロージェットバルブ	Φ2000 1 門
利水用放流設備	ホロージェットバルブ	Φ500 1 門



広川ダム全景

(イ) 二川ダム

有田川流域は、明治 22 年・昭和 23 年など、たびたび水害を被ってきたが、なかでも和歌山県中部を中心とした昭和 28 年の大水害では、死者・行方不明者 1,046 人、負傷者 7,600 人以上、壊れた家屋数 8,600 戸をはじめ、公共土木施設、耕地等が壊滅的な被害を受けた。

これを契機として、河川改修とダムによる洪水調節を組み合わせた抜本的な治水計画が策定され、下流部については河川災害復旧助成事業により改修が行われ、上流部では昭和 38 年に河川総合開発事業として洪水調節と発電の多目的ダム（二川ダム）の建設に着手し、昭和 42 年 3 月に完成した。

その後、河川環境に配慮して平成 5 年度から水環境改善事業に取り組み、平成 10 年に水路式発電によって生じた減水区間約 6.5km に清流を復活させた。

また、有田川町が河川維持放流水を利用した、小水力発電所を建設し平成 28 年 2 月より発電を行っている。

ダ ム		岩倉発電所（関西電力株）
形 式	重力式コンクリートダム	最大使用水量 15.0 m ³ /s
総 貯 水 量	3,010 万 m ³	最大出力 11,000kW
有 効 貯 水 量	1,920 万 m ³	年間発生電力量
計画高水流量	3,000 m ³ /s	22,840MWh
計画最大放流量	2,100 m ³ /s	(令和 7 年度実績)
集 水 面 積	228.8km ²	小水力発電（有田川町）
湛 水 面 積	0.86km ²	最大使用水量 0.7 m ³ /s
堤 高	67.4m	最大出力 200kW
堤 頂 長	222.8m	年間発生電力量
堤 体 積	21 万 m ³	814MWh
放 流 設 備	クレストゲート 2 門 (11.90m×10.88m) オリフィスゲート 2 門 (8.60m×8.00m)	(令和 7 年度実績)
河川維持放流量	0.7 m ³ /s	



二川ダム全景

1 1. 用地業務

管内1市3町において、建設部所管の公共事業（道路、河川、砂防、港湾等）に必要な用地の買収、物件移転補償、工事用道路等施工時に必要な土地の借り上げ及び買収用地の所有権移転登記を行っている。

なお、用地取得・物件補償及び登記の状況は下記のとおりである。

令和8年5月31日現在

年 度 別	用 地 費		物 件 補 償 費		合 計		登記 筆数
	件数	金 額(円)	件数	金 額(円)	件数	金 額(円)	
令和7年度	64	41,424,563	94	185,368,712	158	226,793,275	55
令和6年度	105	48,806,670	141	238,986,193	246	287,792,863	105
令和5年度	46	30,850,979	135	197,593,577	181	228,444,556	46
令和4年度	61	21,286,186	130	236,230,562	191	257,516,748	56
令和3年度	76	108,950,733	69	348,785,039	145	457,735,772	71

1 2. 建築業務

安全で安心な建築物をつくり、より良い住環境を形成するため、建築基準法に基づく審査、検査及び指導、福祉のまちづくりの推進、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する業務を行っている。また、市町と連携し、住宅やブロック塀の耐震化促進事業の推進、「空き家なんでも相談会」の開催等による空き家対策の推進に取り組んでいる。

13. 建設業許可業者

令和8年3月31日現在

種別 \ 市町	有田市	湯浅町	広川町	有田川町	合 計
大臣許可	4	0	0	2	6
知事許可	169	86	52	190	496
合 計	173	86	52	192	502

建設業の許認可に加え、法令遵守の徹底や技術力向上等を目的とした研修を実施している。

○令和7年度研修実績

① 研 修 名：令和7年度技術力向上講習会

日 時：令和7年10月28日（水）13:30～17:20

受講者数：30名

研修内容：労働災害の防止について
適正な施工体制について
よりよき工事施工のために（土木工事・設備工事）

② 研 修 名：建設業法等研修会

日 時：令和7年11月26日（水）14:00～16:00

場 所：金屋文化保健センター

受講者数：102名

研修内容：人権研修について
建設業法等の改正について
法令遵守・監督処分について
経営事項審査・電子申請について
建設工事入札参加資格審査について